

川崎市環境保全型農業推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 環境に対する市民の関心が高まる中、農業のもつ物質循環機能を生かし、農業生産活動に伴う環境への負荷の軽減を図り、生産性との係わりを考慮した環境にやさしい農業を目指すことを目的に策定した「川崎市環境保全型農業推進方針」(平成12年3月策定)に基づき、生産、流通、消費等幅広い視点に立ち、環境保全型農業を推進するため、川崎市環境保全型農業推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市環境保全型農業推進方針に関すること
- (2) 環境保全型農業推進に関する事業計画の調整に関すること
- (3) 環境保全型農業実践団体の育成・支援
- (4) 環境保全型農業推進に関する啓蒙
- (5) 環境保全型農業推進に必要な情報交換・情報共有に関すること
- (6) その他、環境保全型農業推進に必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、経済労働局都市農業振興センター所長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、経済労働局農業技術支援センター所長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 調査研究等のため、会長が指名する者で構成する専門部会を置くことができる。

(会長等の職務)

第4条 会長は、必要に応じて推進会議を招集し、推進会議の議長となる。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、推進会議が解散するまでとする。ただし、任期中に異動等で退任する場合は、後任者を委員とする。

(委員の代理出席)

第6条 委員の都合により、推進会議を欠席する場合、あらかじめ委員の指名した者を代理出席させることができるものとする。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、川崎市経済労働局農業技術支援センターに置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成12年12月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成２８年１月２０日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 「川崎市環境保全型農業推進委員会設置要綱」(平成１１年１０月２５日施行)は、廃止する。

附則

この要綱は、平成２８年４月 １日から施行する。

この要綱は、平成３０年５月２２日から施行する。

別表１（第３条第４項関係）
セレサ川崎農業協同組合そ菜部部長 セレサ川崎農業協同組合果樹部部長 セレサ川崎農業協同組合花卉部部長 セレサ川崎農業協同組合畜産部部長 向丘農産物流通組合代表 宮前クリーン農業研究会会長 セレサ川崎農業協同組合組織部部長 セレサ川崎農業協同組合組織部組織指導課長 東一川崎中央青果株式会社野菜第一部課長 かわさき生活クラブ生活協同組合常務理事 県横浜川崎地区農政事務所所長 県農業技術センター横浜川崎地区事務所所長 県中央家畜保健衛生所東部出張所所長 市環境局生活環境部減量推進課減量推進係長 市経済労働局農業振興課振興係長 市経済労働局中央卸売市場北部市場業務課青果花き係長